



米国会計関連情報 最近の論点

FASB/IASB—リース会計の主要な論点に関する両ボードの意見の不一致

2014年3月18日から19日にかけてのボード会議において、FASB及びIASB(両ボード)は、リースの会計処理に関する2013年の公開草案(改訂公開草案)の提案について再審議し、借手及び貸手のリース活動の財務報告上の表記方法¹について合意に至ることができなかつた。両ボードの再審議はまだ完了していないため、会議における両ボードの決定は、最終基準書の公表前に変更される可能性もあるものの、両ボードのメンバーは、それぞれの見解に固執しているように見受けられる。

【重要な決定事項】

両ボードは、リース・プロジェクトの主要な論点について、著しく異なる意思決定を行つた。

借手の会計処理

- FASBは、改訂公開草案の借手の二本建てモデル案を引き継ぐが、リースの分類テストは全種類の原資産について、現行のIAS第17号の規定と類似する方法に変更することを決定した。IAS第17号の規定は、明確な数値基準がない点を除いて現行のU.S. GAAPの分類規定と類似している²。U.S. GAAPのもとでは、借手のリースの多くは、改訂公開草案で提案されているタイプBのモデル(「借手の会計処理」のセクションで説明)に該当することになる。その結果、リース費用総額(変動リース料を除く)は、原則として毎期定額で認識されることになる。
- IASBは、改訂公開草案で提案されている二本建てモデルのアプローチを破棄し、改訂公開草案の借手のタイプAのモデル(「借手の会計処理」のセクションで説明)にもとづく単一の会計処理モデルを支持した。その結果、IFRSのもとでは、リースが、短期リース及びスマール・チケット・リース(small-ticket leases)等の適用除外規定に該当する場合にのみ、リース費用総額(変動リース料を除く)を毎期定額で認識できることになる。

1 FASB会計基準更新書案(改訂版)「リース」2013年5月16日(www.fasb.orgより入手可能)及びIASB公開草案(ED/2013/6)「リース」2013年5月(www.ifrs.orgより入手可能)。両ボードの2013年の提案に関する詳細については、KPMGによるDefining Issues No. 13-24「FASB/IASB—再公開草案『リース』の公表」及びIssues In-Depth No. 13-3「FASB及びIASBのリース会計に関する改訂公開草案の影響」を参照。いずれもwww.kpmg-institutes.com/financial-reporting-networkより入手可能。

2 IAS第17号「リース」

貸手の会計処理

- IASBは、改訂公開草案で提案されている貸手のリースの分類ガイダンスではなく、現行のIAS第17号の貸手のリースの分類規定を全種類の原資産について引き継ぐことを決定した。IFRSのもとでは、多くのリースが改訂公開草案の貸手のタイプBの会計処理モデル案に該当することになる。その結果、リース収益総額(変動リース料を除く)は、現行のオペレーティング・リースの会計処理と同様、原則として毎期定額で認識されることになる。
- FASBも、改訂公開草案の貸手のリースの分類ガイダンスを全種類の原資産について、IAS第17号に類似する分類テスト(明確な数値基準がない点を除いて現行のU.S. GAAPの分類規定に類似している)に置き換えることを決定した。ただし、一点だけ重要な変更が加えられ、U.S. GAAPのもとでは、借手以外の第三者が関与している(例: 第三者による残価保証)という事由のみによってファイナンス・リースへの分類要件を満たすリースについては、リースの開始時における販売利益の認識が禁止されることになる。FASBは、これにより、リースにおける当初利益の認識に関する規定が、両ボードにより近日公表予定の収益認識の基準書の規定³と実質的に整合することになると考えている。
- 両ボードは、改訂公開草案の貸手のタイプAのリース債権及び残存資産の会計処理モデル案(「貸手の会計処理」のセクションで説明)を、IAS第17号のファイナンス・リースの会計処理モデルに置き換えることを決定した。

適用免除規定の対象

- IASBは、スマート・チケット品目(例:オフィス家具、PC等)に関して、リース認識及び測定における例外規定を設けることを決定した。他方、FASBは、このような規定を設けないことを決定した。
- 両ボードは、一定の状況下では、リースをポートフォリオ単位で会計処理することを認めることで合意した。
- 両ボードは、改訂公開草案で提案されている短期リースに関する例外規定の適用範囲を、契約期間が最長で12ヶ月のリースではなく、会計上のリース期間が最長で12ヶ月のリースにまで拡大することに同意した。これにより、更新オプションを含むリースの一部に、短期リースに関する例外規定を適用することが認められることになる。

【主な影響】

- IFRSのもとでは、借手は、すべての不動産リースをタイプAのリースとして会計処理することになる(改訂公開草案で提案されている会計処理からの大きな変更)。
- U.S. GAAPのもとでは、設備リースの多くは、タイプBのリースとして会計処理されることになる(改訂公開草案で提案されている会計処理からの大きな変更)。
- 特に、借手の会計処理に関する両ボードの意思決定により、リース・プロジェクトの重要な論点についてコンバージェンスが達成されなくなった。
- 現行の貸手の会計処理は大幅な改訂をしなくとも概ね有用であるという財務諸表利用者からのフィードバックに応えて、貸手の処理は現行の実務と同様のものとなる。

³ FASB会計基準更新書案「顧客との契約から生じる収益」2011年11月14日(www.fasb.orgより入手可能)及びIASB公開草案(ED/2011/6)「顧客との契約から生じる収益」2011年11月(www.iasb.orgより入手可能)。

- U.S. GAAPのもとでは、貸手は、特定の状況において、たとえ原資産の公正価値が帳簿価額を上回っており、かつリースの開始時にファイナンス・リースへの分類要件を満たしていたとしても、リースの開始時に販売利益を認識できなくなる。

【背景】

改訂公開草案を公表した後、両ボードには600通を超えるコメント・レターが寄せられた。また、両ボードは、投資家、アナリスト、規制当局及び財務諸表作成者の意見を集めるためにアクトリーチ活動を実施した。2013年11月の会議において、両ボードは、以下の重要な論点に焦点を当てて、今後の再審議の計画について検討した。

- 借手のモデル、貸手のモデル、リースの分類及び適用範囲の簡素化
- 測定(特に、リース期間、変動リース料の見直し規定、実質的な固定リース料、残価保証及び割引率)
- 適用範囲(特に、リースの定義、リース要素とリース以外の要素の区分及び適用免除規定)
- セール・アンド・リースバック取引
- 表示及び開示
- 移行措置

2014年1月の会議において、以下の論点に関する代替案が両ボードに提示された。

- 借手の会計処理
- 貸手の会計処理(リースの分類及び貸手の会計処理モデルを含む)
- スモール・チケット・リース

2014年3月の会議において、両ボードは、これらの各論点について重要な意思決定を行った。また、両ボードは、以下の論点について代替案を検討した。

- リース期間
- 更新及び購入オプションの見直し規定

本Defining Issuesでは、両ボードの意思決定により影響を受ける可能性のある論点について、設例とともに、その概要を説明している。

【借手の会計処理】

借手はリースをオンバランス処理すべきであるという前提で審議が行われた。審議の焦点は、借手の会計処理について二本建てモデルを残すか否か、残す場合は、リースの分類テストをどうするかに当たられた。

改訂公開草案は、借手の会計処理について、二本建てモデル・アプローチを提案した。このアプローチのもとでは、借手は、各リースをタイプAまたはタイプBのいずれかに分類することになる。このリースの分類テストの提案では、原資産の性質、及びリース期間において原資産が費消される程度に基づいて判定が行われる。概して、原資産が不動産でない(すなわち、土地または建物でない)大部分のリースがタイプAに、大部分の不動産リースがタイプBに分類されることになった。

短期リースを除くすべてのリースについて、借手は、リース料の現在価値に基づいて、リース期間において原資産を使用する権利を表す使用権(right-of-use, ROU)資産と、リース料を支払う義務を表すリース負債を認識する。当初認識後は、借手はリース負債を償却原価で測定する。ただし、ROU資産の当初認識後の会計処理及びリース費用の表示は、リースがタイプAまたはタイプBのいずれに分類されているかにより、以下のように異なる。

- タイプAのリースについては、借手は、ROU資産を償却原価で測定し、通常、ROU資産を定額で償却する。借手は、ROU資産の償却費及びリース負債に係る利息費用を別個に損益計算書に認識する。全体として、通常、借手は変動リース料以外のリース費用総額を前倒しで認識することになる。
- タイプBのリースについては、借手は、通常、変動リース料以外のリース費用総額をリース期間にわたって定額で認識し、リース費用総額を単一の費用として損益計算書に表示する。これを実現するために、借手は、単一のリース費用からリース負債に係る利息費用を差し引いた差額だけROU資産を調整して測定を行うことになる。

利害関係者の間では、この借手の二本建てモデルの提案についての合意は得られなかった。多数の利害関係者は、リース費用を定額で認識することは、一部のリース(特に、不動産リース)の経済的実態をより良く反映すると考えたため、タイプBのリースの会計処理モデルの導入を支持した。タイプBのモデルの支持者の中には、タイプBのモデルをより幅広いリースに適用することを要望するものもいた。一方で、タイプBのモデルに理論的根拠があるか否かに疑問を呈する利害関係者もいた。また多数の利害関係者は、新たな会計処理システムが必要になること、及びリースの分類テストの適用において経営者の判断がより必要となることを指摘し、提案された新たな分類テストのコスト及び複雑性について懸念を表明した。

2014年3月の会議において、両ボードは、借手の会計処理のための代替的アプローチについて審議し、最終的にU.S. GAAPとIFRSとのコンバージェンスを目指さないことを決定した。IASBは、改訂公開草案で提案されたタイプAモデル(借手がROU資産の償却費及びリース負債に係る利息費用を別個に損益計算書に認識するモデル)に基づく単一モデルを選択した。

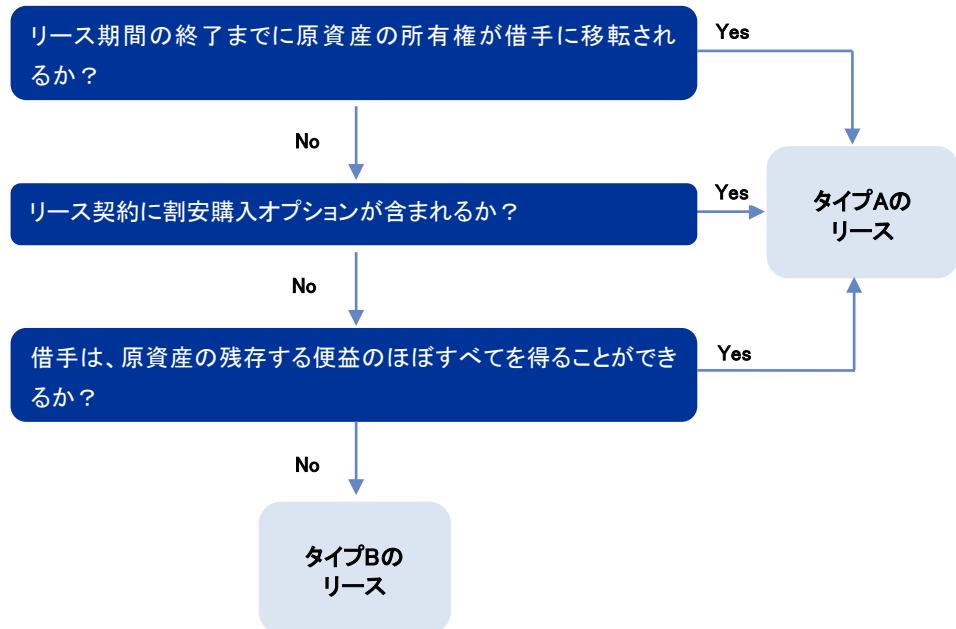
FASBは、公開草案において提案された二本建てモデルを引き継ぐことを決定した。ただし、すべての種類の原資産について、公開草案で提案されたリースの分類アプローチを、IAS第17号に類似する分類テスト(明確な数値基準がない点を除いて現行のU.S. GAAPの分類規定に類似している)に置き換えることを決定した。具体的には、以下の条件をいずれも満たさないリースは、タイプBに分類されることになる。

- リース期間の終了までに原資産の所有権が借手に移転される。
- 経済的要因を考慮した場合、行使されることが合理的に確実(reasonably certain)な購入オプション(すなわち、割安購入オプション)を借手が有している。
- 借手が原資産の残存する便益のほぼすべて(substantially all)を得ることができる。

以下の状況は、借手が原資産の残存する便益のほぼすべてを得ることができることを示す可能性がある。

- リース期間が原資産の残存経済的耐用年数の大部分(major part)を占めている。
- リース料の現在価値が、原資産の公正価値とほぼ等しくなる。
- 原資産が特殊な性質のものであり、リース期間の終了時に貸手が転用することが見込まれない。

これらの指標にかかわらず、借手が原資産の残存する便益のほとんどすべてを得ることができないことが明らかである場合(例:リース期間にわたり原資産の公正価値が上昇することが予想される場合など)、この要件を満たさない(すなわち、タイプBに分類される)。



リースに土地が含まれる場合、土地の部分に重要性がないことが明らかである場合を除き、土地の部分を別個に分類しなければならない。タイプBに分類されないリースはタイプAに分類される。このアプローチは、リースが実質的に借手による割賦購入であるか否かを判定する際のアプローチに類似している。このアプローチによれば、借手がU.S. GAAPを適用した場合、ほとんどの現行のキャピタル・リースをタイプAとして、またほとんどのオペレーティング・リースをタイプBとして分類することになる。

KPMGの見解

U.S. GAAPとIFRSにおける借手のROUモデルの主要な決定事項（すなわち、すべてのリースをオンバランスで認識すること）は、現行のリースの会計処理の変更が従来から一貫していることを示すものである。ただし、両ボードの異なるアプローチにより、リース費用の測定及び表示に大幅な差異をもたらし、貸借対照表にも影響が生じることになる。

両ボードが8年近くを費やしてリース・プロジェクトに共同で取り組んだ末に、借手の会計処理の基本的な側面で異なる見解が示されたことは、残念な結果である。リース取引において、両ボードが借手の会計処理の差異を正当化できるような、地域間の差異は特定されていない。スタッフは、期間の異なるリースが順次更新されていく大規模なリース・ポートフォリオを有する組織にとって、借手の会計処理に異なるモデルを適用した場合の結果は、損益計算書上の表示を除いて実質的に同じであると主張した。ただし、FASBとIASBの異なる決定を踏まえると、財務諸表利用者にとって、U.S. GAAPを適用する企業とIFRSを適用する企業が混在する中で重要なリース活動を行う企業を比較することは、現行の規定に従った場合よりもさらに困難になり、煩雑な作業となる可能性がある。

FASBのアプローチは、タイプBのリースについてリース費用総額を定額で認識するという改訂公開草案の提案を引き継いでいるが、それはより幅広いリースに適用される。改訂公開草案の提案では、原資産の性質に基づいてリースの分類を判定することとされていたが、その代わりに、現行のIAS第17号と類似した方法（明確な数値基準がない点を除いて現行のU.S. GAAPの分類規定に類似している）で判定することになる。このため、現行のU.S. GAAPに比べて、リースの分類テストを評価する際に、判断がより必要となることが見込まれる。

IASBのアプローチは、FASBのアプローチのようなリースの分類に関する判断を必要としないため、誤った判断による影響を受ける可能性は低い。ただし、IASBのアプローチは、多数の利害関係者が特定のリース(特に多くの不動産リース)の経済的実態をより良く反映すると考えている、タイプBのリース(リース費用総額を定額で認識する)を認めていない。IASBメンバーは、契約上のリース料の支払時期によって、タイプBのリースの会計処理がリース取引の経済的実態を正確に表わさない可能性がある、というIASBの見解についての根拠を説明する例示としてAppendixの設例1に類似する例をFASBメンバーに提示した。

【貸手の会計処理】

分類テスト

両ボードは、現行の会計実務の重要な側面を維持するか否かを含め、リースの分類及び貸手の会計処理について審議した。

改訂公開草案では、貸手も借手と同様に、原資産の性質、及びリース期間にわたって原資産が費消される程度に基づいてリースを分類することが提案されていた。タイプAのリースについては、貸手は、原資産の認識を中止するとともに、リース債権及び残存資産を認識するという新しい複雑なモデルを適用することが提案されていた。タイプBのリースについては、貸手は、現行のU.S. GAAPまたはIFRSにおけるオペレーティング・リースの会計処理⁴に類似する方法で会計処理することとされていた。

財務諸表の利用者を含む利害関係者のほとんどは、借手と貸手の会計処理の対称性をそれほど重視していないと回答した。貸手はより多くのリース契約(例:改訂公開草案のもとではタイプAに分類されることになる船舶や重機のリース)をタイプBに分類すべきであるとするコメントも寄せられた。財務諸表利用者のほとんどは、貸手の現行の会計処理は実務上有効に機能しており、現行の貸手の会計規定による財務諸表数値を調整する必要はないと考えているとして、総じて改訂公開草案の提案を支持しなかった。

IASBは2014年3月の会議で、IASBは貸手側の会計処理アプローチとして、実質的に売却取引か金融取引の場合はタイプAに、それ以外の場合にはタイプBに分類する二本建てモデル(すなわち、現行のIAS第17号の規定とほぼ整合するアプローチ)を用いることと決定した。貸手は、原資産の所有に伴うリスク及び便益のほとんどすべてが移転するか否かを評価することにより、タイプAかタイプBかを判定する。特に、以下の要件をいずれも満たさないリースは、タイプBに分類される。

- リース期間の終了までに原資産の所有権が借手に移転する。
- 経済的な要因を考慮した場合、行使されることが合理的に確実な購入オプション(すなわち、割安購入オプション)を借手が有している。
- 原資産の所有に伴うリスク及び便益のほぼすべてが借手(または取引に関与する第三者)に移転する。

原資産の所有に伴うリスク及び便益のほとんどすべてが移転することを示す可能性がある要因には以下が含まれる。

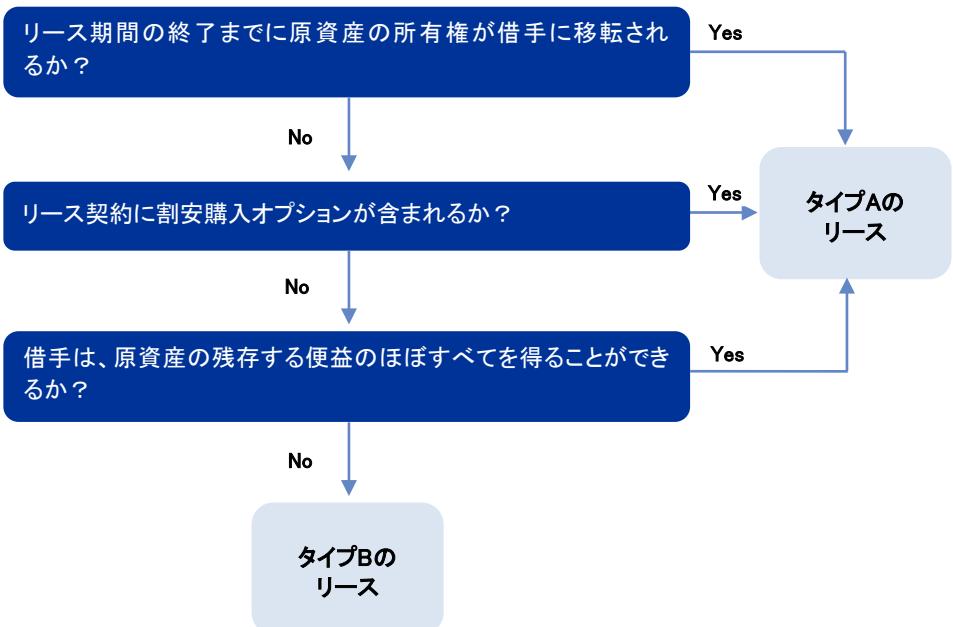
- リース期間が原資産の残存経済的耐用年数の大部分を占めている。

4 FASB ASC Topic 840「リース」www.fasb.orgより入手可能。IAS第17号「リース」

- リース料と第三者による残価保証額の現在価値の合計が、原資産の公正価値とほぼ等しくなる。

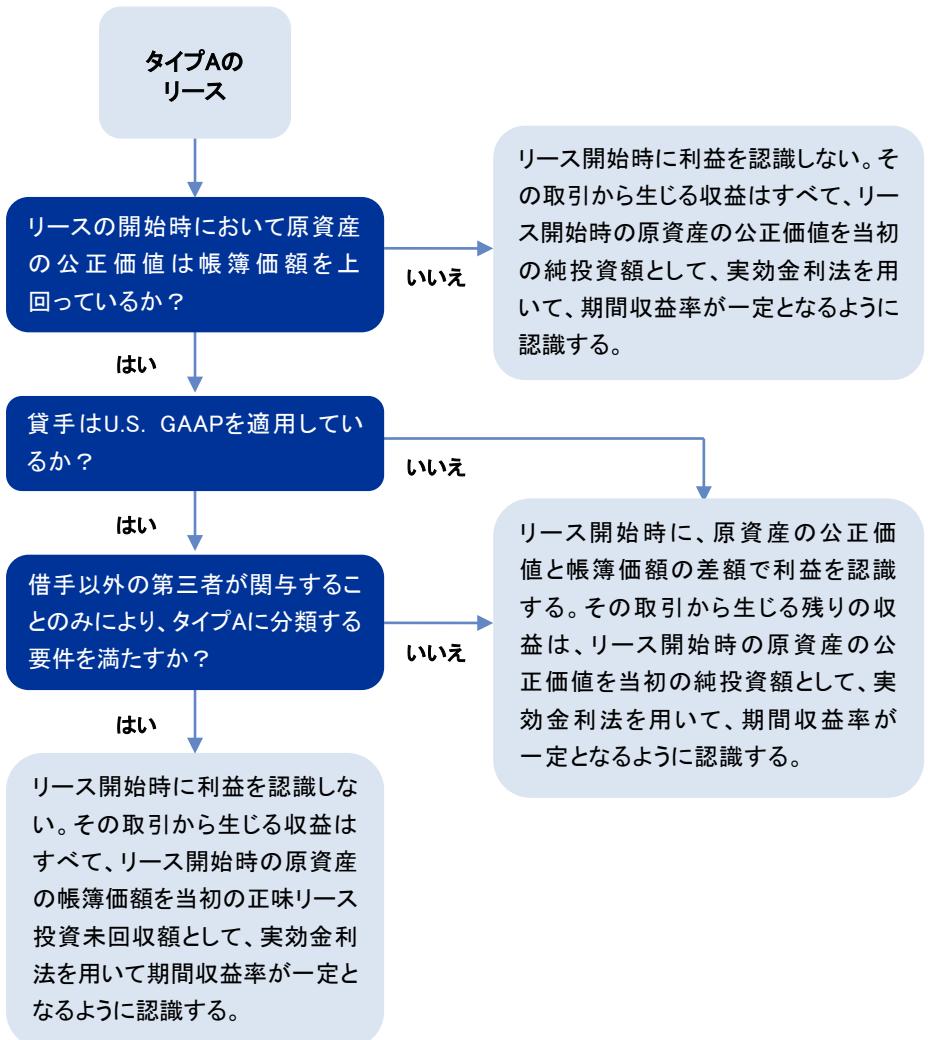
- 原資産が特殊な性質のものであり、リース期間の終了時に貸手が転用することが見込まれない(例:転用する場合、貸手に著しい経済的損失が生じる)。

これらの指標にかかわらず、原資産の所有に伴うリスク及び便益のほとんどすべてが移転するケースに該当しないことが明らかである場合(例:リース期間にわたって資産の公正価値が上昇することが予想される場合など)は、この要件を満たさない(すなわち、タイプBに分類される)。



リースに土地が含まれる場合、土地の部分に重要性がないことが明らかである場合を除き、土地の部分を別個に分類しなければならない。タイプBに分類されないリースは、タイプAに分類される。このアプローチのもとでは、貸手はほとんどの現行のファイナンス・リースをタイプAとして、ほとんどの現行のオペレーティング・リースをタイプBとして、それぞれ会計処理することになる。

FASBは、IASBに類似するアプローチをとることを決定した。ただし、借手以外の第三者が関与することのみによりタイプAの要件を満たすリースについては、その開始時に販売利益を認識することを認めないと決定した。これに該当する例としては、第三者残価保証、買戻し契約、及び貸手のリスクを軽減させるための他の類似の方法が挙げられる。これは、リース開始時の利益の認識に関する規定を、両ボードが近日公表予定の収益認識に関する基準書の規定と実質的に整合させることを意図している。リース開始時に認識する要件を満たさない利益の金額は、Appendixの設例2で例示しているとおり、一定の実効金利を用いて追加的な利息収益としてリース期間にわたって認識する。



KPMGの見解

現行のIAS第17号の規定と概ね整合するアプローチに基づき貸手がリースを分類するとした今回の決定により、リースの分類を評価するために必要なシステム及びプロセスの変更の程度が限定されるため、貸手が新規定を適用するためのコスト及び複雑性は大幅に軽減されることになる。多くのケースにおいて、現行のU.S. GAAPのもとで直接金融または販売型リースに分類されているリース(IFRSのもとではファイナンス・リース)は、タイプAのリースに分類され、オペレーティング・リースに分類されているリースは、タイプBのリースに分類される。ただし、現行のU.S. GAAPの分類における明確な数値基準は削除されるため、リースの分類には判断がより要求されることになり、移行時に分類を変更するか否かを評価することが重要となる。U.S. GAAPのもとでのレバレッジド・リースの区分は削除され、それらのリースはタイプAに分類されることが見込まれる。

貸手の会計処理に二本建てモデルを採用し、借手の会計処理に単一モデルを採用するとしたIASBの決定により、中間の貸手(すなわち、主たる貸手から資産をリースし、サブリースとして第三者にその資産をリースする企業)の会計処理及びリース・アンド・リースバック取引)の会計処理が著しく変更されることになる。また、企業グループ内でのリースの会計処理(特に、同一グループ内の個々の企業が個別財務諸表の提出を要求され、個別に課税されるケース)も複雑になる。

貸手の会計モデル

改訂公開草案では、貸手がタイプAのリースに新しい複雑なモデルを適用することが提案されていた。このモデルのもとでは、貸手は原資産の認識を中止するとともに、以下の項目を認識することになっていた。

- リース債権: 借手からリース料を受け取る権利を表す資産
- 残存資産: リース期間の終了時における原資産に対する権利を表す資産

利害関係者の多くは、新しい貸手の会計処理モデルの必要性に疑問を呈した。一部の利害関係者は、タイプAのモデル案を適用することによるコスト及び複雑性について、具体的に以下のような懸念を表明した。

- 残存資産の価値を見積るために要する判断、及びこの見積りが持つ収益認識への影響度
- 変動リース料の会計処理に伴う複雑性
- リース債権と残存資産との減損テストが相違すること

両ボードは2014年3月の会議で、改訂公開草案で提案されたタイプAの貸手の会計処理モデルを、IAS第17号のファイナンス・リースの会計処理モデルに置き換えることを決定した(U.S. GAAPを適用している貸手の会計処理は、上記の「分類テスト」で説明したとおり一部変更が加えられている)。両ボードはこれにより、コスト及び複雑性が軽減されることを期待している。また、改訂公開草案では貸手のタイプBのリースについてIAS第17号のオペレーティング・リースの会計処理に類似するモデルを適用することが提案されていることから、貸手の会計処理の変更の度合いは、原則として大幅に縮小されることになる。

KPMGの見解

タイプAのリースについて、IAS第17号の貸手の会計処理モデルが維持されることは、貸手の会計処理に大幅な変更を加えないとした両ボードの包括的な決定に整合する。貸手は現行のIAS第17号に基づくリース分類テストを適用しなければならないと両ボードが決定したこと、及びタイプBのリースの貸手の会計処理モデルが現行のオペレーティング・リースの会計処理に類似していることから、貸手の会計処理はそれほど変更されないことになる。これは、現行のGAAPのもとで、貸手の会計処理が実務上有効に機能しているというコメントが財務諸表利用者から寄せられたことに対応したものである。

ただし、リースのプロジェクトを「借手のみに関するプロジェクト」と位置付けることは正確ではない。なぜなら、リースの識別、セール・アンド・リースバック取引、開示規定といった、今後の貸手の会計処理に影響を及ぼす様々な提案がなされているからである。

【リース期間及び購入オプション】

改訂公開草案では、リース期間とはリースの解約不能期間に以下を加えた期間としている。

- リースを更新するオプションの対象期間(借手が、当該オプション行使する重要な経済的インセンティブを有している場合)
- リースを解約するオプションの対象期間(借手が、当該オプション行使しない重要な経済的インセンティブを有している場合)

改訂公開草案は、借手がリースを更新するオプション行使する、または解約するオプション行使しない重要な経済的インセンティブを有するか否かを企業が評価する際には、契約、資産、企業、及び市場のそれぞれに基づく要因を考慮するとしている。リース期間に関するオプションの重要な経済的インセンティブに適用されるのと同じ要因に基づいて、借手が購入オプション行使する重要な経済的インセンティブを有するとされる場合、購入オプションの行使価格はリース料に含まれる。

多くの利害関係者は「重要な経済的インセンティブ」の概念の適用には重要な判断及び相当の労力が必要となると指摘した。特に貸手は、借手の観点から評価を行わなければならないため、懸念を表明した。利害関係者は、意図するところが同じであれば、ASC Topic 840及びIAS第17号で用いられている現行の「合理的に保証された(reasonably assured)」または「合理的に確実(reasonably certain)」という閾値を維持するよう両ボードに提案した。

2014年3月の会議において、両ボードは、改訂公開草案に記載されている経済的要因の検討に基づいて借手がリース期間を更新するオプション行使することが合理的に確実な場合、リース期間にオプションの期間も含めるべきであることを決定した。リース料に購入オプションの行使価格を含めるか否かの判定は、同じテストを用いて評価されることになる。両ボードは、リース期間へのオプション期間の算入及びリース料への購入オプションの行使価格の算入に関して、現行のU.S. GAAP及びIFRSにおける高い閾値を変更することは意図していないとして、「重要な経済的インセンティブ」という用語は用いないこととした。ただし、両ボードは、リース期間または購入オプションが行使される可能性の評価において考慮する経済的要因に関して、改訂公開草案で明確化したガイダンスを維持することとした。

KPMGの見解

IFRSにおける「合理的に確実」という閾値は、U.S. GAAPにおける「合理的に保証された」という閾値と同等のものとして実務において適用されている。

リースの更新オプション及び購入オプションの認識について、現行のGAAPにおける高い閾値の変更を両ボードは意図していないことの確認は、移行時を含めて、企業にとってのコスト及び複雑性を軽減することになる。また、閾値のより首尾一貫した適用が見込まれる。

再評価

改訂公開草案は、借手及び貸手に、リース期間及び購入オプションが行使される可能性について、以下のいずれかの場合に再評価を行うことを要求している。

- 借手がリース契約に含まれるオプションを1つ以上行使する重要な経済的インセンティブを有するか否かの評価に影響を与える関連要因が変更された場合
- 借手がオプション行使する重要な経済的インセンティブを有しないと従前に判定していたオプションを、実際には行使する選択をした場合
- 借手がオプション行使する重要な経済的インセンティブを有すると従前に判定していたオプションを、実際には行使しない選択をした場合

2014年3月の会議において、借手の行動の結果、リースに関連する重要な事象または状況の変更が生じた場合に、借手はリース期間及び購入オプション行使する可能性について再評価しなければならないことを両ボードは決定した。そのような事象または状況には以下のものが含まれる。

- 重要な賃借物件改良工事
- 原資産の重要な改良またはカスタマイズ

- リースの更新オプションの行使期日を超える期間にわたる原資産のサブリース
貸手はオプション行使の可能性の再評価は要求されず、また再評価を行ってはならないことを両ボードは決定した。

KPMGの見解

再評価を借手側の事象に制限する両ボードの決定は、改訂公開草案で提案されている再評価の規定により生じ得る報告損益の重要な変動を軽減することになる。貸手に対するこれらの再評価の規定の削除は、貸手に関する提案と現行の実務とをより整合させることになる。

【スマート・チケット・リース及び短期リース】

両ボードは、スマート・チケット・リースへの改訂公開草案の適用を簡便化するための、様々な代替案を審議した。審議された代替案は、改訂公開草案の短期リースに対する免除規定の改訂、並びに重要性及びリース・ポートフォリオに関するガイダンスを新たに設けること等である。スタッフは、スマート・チケット・リースについて、価値が少額または企業の事業にとって二次的なものであると述べている。

改訂公開草案では、借手及び貸手は、短期リース(すなわち、最長契約期間が、更新オプションも含めて12ヶ月以内のリース)について、簡便的なアプローチを選択適用することが認められていた。購入オプションを含むリースは、短期リースに該当しない。この簡便的なアプローチのもとでは、借手(貸手)は、現行のオペレーティング・リースの会計処理と同様に、リース料を純損益に費用(収益)として認識する。

多くの利害関係者は、改訂公開草案の免除規定を歓迎したものの、簡便的なアプローチを適用できるか否かを評価するためにはリースの主要な条件を特定して分析する相当な労力を要することを指摘した。多数の利害関係者はまた、モデル案の適用に要するコストを軽減するために、簡便的なアプローチをより広範囲のリースにも適用できるようにすべきであると考えた。利害関係者は、簡便的なアプローチの適用をより多くのスマート・チケット・リースにも拡充するよう、様々な方法を提案した。両ボードは、モデル案の適用に要するコストを軽減するために、簡便的なアプローチを借手が適用できる状況を拡充する代替案について審議した。

2014年3月の会議において、両ボードは以下について合意した。

- 改訂公開草案の短期リースの免除規定を、契約期間が最長で12ヶ月のリースではなく、会計上のリース期間が最長で12ヶ月のリースに拡充する(評価はリース開始時点で実施される)。これにより、以下のすべてを満たす場合には、更新オプションのあるリースについても短期リースの免除規定が認められることになる。
 - その行使が合理的に確実である購入オプションがない。
 - 最小リース契約期間が12ヶ月を超えない。
 - 借手が12ヶ月を超えてリース契約を更新するオプションを使用することが、経済的な検討に基づいて合理的に確実でない。
- ポートフォリオの単位の会計処理とリース会計を個々のリース契約に適用した結果に重要な相違が生じないことが合理的に想定できる場合には、リースの会計基準をポートフォリオの単位で適用することができる。これは、近日公表予定の収益基準のガイダンスに整合している。IASBはこの適用ガイダンスをリース基準に含めることを決定したが、FASBはこれに関しての結論の背景に触れることを決定した。
- 最終的な基準書において、リース取引に関する具体的な重要性のガイダンスは設けない。

また、両ボードは、少額のリース資産(すなわち、スマート・チケット品目)について適用免除規定を設けるか否かを審議した。IASBは、新品の状態で個別に少額な原資産のリースについて、さらなる適用免除規定の開発を決定した。IASBは、この適用免除規定には、少額のIT設備(例:ノートパソコン、デスクトップ、パソコン、タブレット、携帯電話、携帯型プリンター)及びオフィス家具を含める意図があることを示唆した。この適用免除規定には、自動車やコピー機のような原資産を含めることは意図されていない。この適用免除規定は、リース資産の報告企業に対する(単独または合計での)重要性にかかわらず適用される。

FASBは、スマート・チケット・リースの適用免除規定を設けないことを決定した。これは、重要性に関する現行のガイダンスは、スマート・チケット・リースを含む財務諸表に重要な影響を与えないすべてのリースをリースの会計基準の適用範囲から企業が除外することを認めているからである。ただし、FASBは、U.S. GAAPを適用する報告企業にスマート・チケット・リースが与える影響について追加的な調査を実施するようFASBスタッフに指示した。

KPMGの見解

短期リース

両ボードの短期リースに関する免除規定の決定は、借手が12ヶ月を超えてリースを更新することが合理的に確実でない、月極、エバーグリーン及び他のリースが含まれるように、免除規定が適用できるリースの母集団を拡大する。

短期リースの定義とリース期間のガイダンスを整合させることは、リース期間の評価の際に実施する判断の重要性を高める可能性がある。改訂公開草案は、短期リースの免除規定が適用できるリースを契約期間が最長で12ヶ月のリースという明確な数値基準によるテストを提案していたが、この決定により、企業は短期リースの免除規定を適用できるか否かの判定に、すべての関連性のある経済的要因(契約、市場、資産、及び企業)を分析する必要がある。その結果、改訂された免除規定は、ストラクチャリングの機会を招く可能性がある。

開示の作成において、企業は依然として短期リースを特定する必要があるため、短期リースに関する新たな開示規定は、免除規定の便益の一部を軽減させる可能性がある。さらに、短期リースのリース期間を決定する際に必要とされる判断のレベルは、他のすべてのリース資産と同様のプロセス及び管理を必要とする可能性があり、免除規定を適用する便益をさらに軽減させる可能性がある。

両ボードは、貸手への短期リースの免除規定について審議を行わなかった。借手が免除規定を適用できるリースの多くはタイプBのリースとして分類されるため、貸手は免除規定の適用にかかわらず同様の会計処理を適用することになる。

スマート・チケット・リース

IFRS適用企業がスマート・チケット・リースの免除規定を適用できるか否かの判定に際してどのような要因を考慮するかについては、その品目が「少額」であること以外、現在明確ではない(IASBは、定量的な閾値を具体的に設けることは望んでいないようである)。この免除規定は、首尾一貫して適用されないリスクが生じる可能性があり、免除規定を利用するために契約がストラクチャリングされる可能性がある。

一部の利害関係者は、企業が免除規定を利用できる品目について、累積して重要性があるか否かを評価することが要求されることに驚くかもしれない。この免除規定は、業種によっては重要な影響を与える可能性がある(例:テレマーケティングを行っている企業では、数多くの電話や少額のIT機器をリースしている)。そのため、免除規定を設けないとするFASBの決定を受けて、IFRS及びU.S. GAAPで報告を行っているこうした業界の企業間の財務諸表の比較を複雑にする可能性がある。

ポートフォリオ・アプローチ

ポートフォリオ・アプローチを認める決定は、近日公表予定の収益基準のガイダンスと整合しているとともに、コストの軽減に役立つ可能性がある。例えば、企業は1つの基本リース契約に基づいてリースされている類似するすべての品目について、割引率及びリース期間を決定するために同じ判断を用いることができる可能性がある。ただし、ポートフォリオ単位のアプローチを適用できる場合を判定するためには、判断が必要とされる。実務上の課題の1つは、ポートフォリオ単位での会計処理と個々のリースに会計基準を適用する結果に重要な相違が生じないことが合理的に想定できることを証明するために、どの程度の分析が必要とされるかである。

【Appendix一設例】

設例1:一般的な設備のリース

本設例は、2014年3月の両ボードの審議内容を反映した、改訂公開草案の提案を基にしている。

前提条件

- 借手及び貸手は、解約不能で更新オプションが付されていない3年間の自動車のリース契約を締結した。
- このリースには購入オプションや所有権の自動移転条項は含まれていない。
- リース開始日において、この自動車の残存経済的耐用年数は5年、公正価値は30,000ドルである。
- 貸手が借手に課す利子率は5%であり、借手が容易に算定できる(貸手が借手に課す利子率が容易に算定できない場合は、借手は追加借入利子率を用いる)。
- 借手に、初期直接原価は発生していない。
- 5%で割引いたリース料の現在価値は24,000ドルである。

リースの分類

IASBの單一モデル・アプローチのもとでは、借手はリースの分類テストを行わず、このリースはタイプAのリースとして会計処理される。

FASBの二本建てモデル・アプローチのもとでは、次の理由により、このリースはタイプBのリースとして分類され会計処理される。

- リースの終了時点での所有権の移転はない。
- 購入オプションはない。
- リース期間が原資産の残存経済的耐用年数の大部分を占めていない。
- リース料の現在価値が原資産の公正価値にほとんどすべてに相当しない。
- 貸手は、リース期間の終了時に原資産を転用することが見込まれている。

借手の会計処理—タイプAのリース

借手は、ROU資産と、リース料を将来支払う義務がある場合(すなわち、リース開始時においてリース料の全額を支払わない場合)には、リース債務を認識する。借手はROU資産を24,000ドル(すなわち、5%で割り引いたリース料の現在価値)で当初測定する。リース債務の当初測定額は、リース開始以降に支払われるリース料の現在価値(該当がある場合)と等しくなる。借手はこのリース債務(該当がある場合)を、当初認識後、実効金利法を用いて償却原価で測定する。借手はROU資産を、当初認識後、他の非金融資産の償却と同様、毎期定期で償却する。その結果、負債を伴う資金調達により取得した他の非金融資産の会計処理と同様に、リース費用総額の計上パターンはリース料を支払うタイミングに依存する。

借手の会計処理—タイプBのリース

借手は、ROU資産と、リース料を将来支払う義務がある場合(すなわち、リース開始時においてリース料の全額を支払わない場合)には、リース債務を認識する。借手はROU資産を24,000ドル(すなわち、5%で割り引いたリース料の現在価値)で当初測定する。リース債務の当初測定額は、リース開始以降に支払われるリース料の現在価値(該当がある場合)と等しくなる。借手は、このリース債務(該当がある場合)を、当初認識後、実効金利法を用いて償却原価で測定し、リース費用の合計額(利息費用及びROU資産の償却費を含む)を定額で包括利益計算書上に認識する。借手は当初認識後、ROU資産の償却額を、差額で毎期測定する。この額は、定額のリース費用からその期間のリース債務に係る利息費用を差し引いた金額またはゼロのいずれか大きいほうの金額で算定される。

次の表は、このリースがタイプAのリース(IFRS)またはタイプBのリース(U.S. GAAP)として会計処理される場合の、様々な支払のシナリオのもとにおける借手の財政状態計算書及び包括利益計算書上で生じる金額を要約したものである。

シナリオ1—リース開始時点においてリース料を全額前払い

タイプA(IFRS)

年数	財政状態計算書		包括利益計算書		
	ROU資産 (ドル)	リース債務 (ドル)	償却費 (ドル)	利息費用 (ドル)	費用合計 (ドル)
0	24,000	—	—	—	—
1	16,000	—	8,000	—	8,000
2	8,000	—	8,000	—	8,000
3	—	—	8,000	—	8,000
合計			24,000	—	24,000

タイプB(U.S. GAAP)

年数	財政状態計算書		包括利益計算書		
	ROU資産 (ドル)	リース債務 (ドル)	償却費*	利息費用*	費用合計 (ドル)
0	24,000	—	—	—	—
1	16,000	—	8,000	—	8,000
2	8,000	—	8,000	—	8,000
3	—	—	8,000	—	8,000
合計			24,000	—	24,000

*償却費及び利息費用は例示目的で別掲している。これらの項目は、包括利益計算書上では単一のリース費用としてまとめて表示される。

シナリオ1においては、リース料が全額前払いされているため、タイプA及びタイプBの会計処理において、毎期のリース費用の合計額は同じとなる。

シナリオ2—リース料を2年目末に一括払いタイプA(IFRS)

年数	財政状態計算書		包括利益計算書		
	ROU資産 (ドル)	リース債務 (ドル)	償却費	利息費用	費用合計 (ドル)
0	24,000	24,000	—	—	—
1	16,000	25,200	8,000	1,200	9,200
2	8,000	—	8,000	1,260	9,260
3	—	—	8,000	—	8,000
合計			24,000	2,460	26,460

タイプB(U.S. GAAP)

年数	財政状態計算書		包括利益計算書		
	ROU資産 (ドル)	リース債務 (ドル)	償却費*	利息費用*	費用合計 (ドル)
0	24,000	24,000	—	—	—
1	16,380	25,200	7,620	1,200	8,820
2	8,820	—	7,560	1,260	8,820
3	—	—	8,820	—	8,820
合計			24,000	2,460	26,460

*償却費及び利息費用は例示目的で別掲している。これらの項目は、包括利益計算書上では単一のリース費用としてまとめて表示される。

タイプBのリースの会計処理において、ROU資産は、定額のリース費用からその期間のリース債務に係る利息費用を差し引いた金額で毎期償却される。1年目におけるROU資産の償却費は、8,820ドル - 1,200ドル = 7,620ドルと計算される。ROU資産は、1年目末の残高を計算するためにその額だけ調整される(24,000ドル - 7,620ドル = 16,380ドル)。

シナリオ2におけるタイプAの会計処理の毎期の償却費はシナリオ1の場合と同様である。タイプAの会計処理では、支払のタイミングにより生じる追加的な費用は、貨幣の時間価値に関連する期間費用として報告される。

反対に、シナリオ2におけるタイプBの会計処理の償却費用は、リース費用の合計額が定額で各期に配分されるため、2年目まではシナリオ1の場合よりも小さく、最後の年はシナリオ1よりも多くなっている。

シナリオ3—リース料をリースの終了時点に一括払い

タイプA(IFRS)

財政状態計算書			包括利益計算書		
年数	ROU資産 (ドル)	リース債務 (ドル)	償却費 (ドル)	利息費用 (ドル)	費用合計 (ドル)
0	24,000	24,000	-	-	-
1	16,000	25,200	8,000	1,200	9,200
2	8,000	26,460	8,000	1,260	9,260
3	-	-	8,000	1,323	9,323
合計			24,000	3,783	27,783

タイプB(U.S. GAAP)

財政状態計算書			包括利益計算書		
年数	ROU資産 (ドル)	リース債務 (ドル)	償却費*	利息費用*	費用合計 (ドル)
0	24,000	24,000	-	-	-
1	15,939	25,200	8,061	1,200	9,261
2	7,938	26,460	8,001	1,260	9,261
3	-	-	7,938	1,323	9,261
合計			24,000	3,783	27,783

*償却費及び利息費用は例示目的で別掲している。これらの項目は、包括利益計算書上では単一のリース費用としてまとめて表示される。

シナリオ3におけるタイプAの会計処理の毎期の償却費はシナリオ1の場合と同様である。タイプAの会計処理では、支払のタイミングにより生じる追加的な費用は、貨幣の時間価値に関連する期間費用として報告される。

反対に、シナリオ2におけるタイプBの会計処理の償却費用は、リース費用の合計額が定額で各期に配分されるため、2年目まではシナリオ1の場合よりも多く、最後の年はシナリオ1よりも小さくなっている。

シナリオ4一年間リース料を定額で毎期首に支払い

タイプA(IFRS)

年数	財政状態計算書		包括利益計算書		
	ROU資産 (ドル)	リース債務 (ドル)	償却費 (ドル)	利息費用 (ドル)	費用合計 (ドル)
0	24,000	24,000	—	—	—
1	16,000	16,387	8,000	780	8,780
2	8,000	8,394	8,000	400	8,400
3	—	—	8,000	—	8,000
合計		24,000	1,180	25,180	

タイプB(U.S. GAAP)

年数	財政状態計算書		包括利益計算書		
	ROU資産 (ドル)	リース債務 (ドル)	償却費*	利息費用*	費用合計 (ドル)
0	24,000	24,000	—	—	—
1	16,387	16,387	7,613	780	8,393
2	8,394	8,394	7,993	400	8,393
3	—	—	8,394	—	8,394
合計		24,000	1,180	25,180	

*償却費及び利息費用は例示目的で別掲している。これらの項目は、包括利益計算書上では単一のリース費用としてまとめて表示される。

シナリオ4におけるタイプAの会計処理の毎期の償却費はシナリオ1の場合と同様である。タイプAの会計処理では、支払のタイミングにより生じる追加的な費用は、貨幣の時間価値に関連する期間費用として報告される。

反対に、シナリオ4におけるタイプBの会計処理の償却費用は、リース費用の合計額が定額で各期に配分されるため、2年目まではシナリオ1の場合よりも小さく、最後の年はシナリオ1よりも多くなっている。

IASBのメンバーは、タイプBの会計処理では支払のタイミングにより生じる追加的な費用が貨幣の時間価値とは関連しない方法で各期に配分されているため、シナリオ2からシナリオ4のタイプBの会計処理に懸念を表明した。IASBのメンバーは、タイプBの会計処理は、シナリオ2及びシナリオ4において、リース期間の2年目までは損益計算書の費用は過小になり最後の年は過大になり、シナリオ3において、リース期間の2年目までは損益計算書の費用は過大になり最後の年は過小になるという考え方を表明した。そのため、IASBのメンバーは、タイプBの会計処理のもとでは、シナリオ2からシナリオ4の損益計算書はリースの経済効果を忠実に反映しないと主張した。

設例2: 第三者による残価保証のあるタイプAのリース

本設例は、2014年3月の両ボードの審議内容を反映した改定公開草案の提案を基にしている。

前提条件

- 借手及び貸手は、解約不能で更新オプションが付されていない3年間の設備のリース契約を締結した。
- このリースには購入オプションは含まれていない。
- リース開始日におけるこの設備の残存見積経済的耐用年数は5年である。
- リース開始日におけるこの設備の公正価値及び帳簿価額は、それぞれ40,000ドル及び36,000ドルである。
- この設備の見積残存価値は12,500ドルである。
- リース料は年間10,500ドルであり(後払い)、変動リース料はない。
- 貸手の計算利子率は、公正価値40,000ドルを初期投資として用いた場合には4.289%であり、帳簿価額36,000ドルを初期投資として用いた場合には9.314%である。
- 貸手は、リース開始日における正味現在価値が9,200ドルの第三者による残価保証を受けている。
- リース開始日におけるリース料の現在価値は、残価保証を含む場合には設備の当初公正価値の95%であり、残価保証を含まない場合には設備の公正価値の72%である(現行のIAS第17号のガイダンスに従うと、残価保証付きリースのリース料現在価値の計算には、残価保証の全額が含まれる)。
- 借手にも貸手にも、初期直接原価は発生せず、前払いされるリース料はない。

リースの分類

改訂されたリースの分類テスト案のもとでは、リース開始日における残価保証を含むリース料の現在価値が設備の公正価値とほぼ等しいため、このリースは貸手によりタイプAのリースとして分類される。

貸手の会計処理—販売利益を伴うタイプAのリース(FASBアプローチ)

この取引においては、リース開始日における設備の公正価値が帳簿価額を超過している。しかし、このリースは第三者による残価保証の結果としてタイプAに分類されているだけであるため、リース開始日における販売利益は繰延べられ、正味リース投資未回収額に係る受取利息と合わせてリースの期間収益率が一定となるような方法で、リース期間にわたって利益として認識される。

貸手は正味リース投資未回収額を認識し、原資産の認識を中止する。貸手は正味リース投資未回収額を、リース料の現在価値に残価保証の現在価値を加えた金額から繰延利益を差し引いた金額で測定する。また、貸手は、正味リース投資未回収額に係る受取利息を、実効金利法を用いてリース期間にわたって認識する。

次の表は、FASBのアプローチのもとでの貸手の財政状態計算書及び包括利益計算書で生じる金額を要約したものである。

財政状態計算書					包括利益計算書			
年数	リース 債権 (ドル)	残存 資産 (ドル)	繰延 利益*	正味 リース 投資未 回収額 (ドル)	債権に 係る 利息† (ドル)	残存 資産の 増価† (ドル)	稼得 利益‡ (ドル)	収益 合計‡ (ドル)
0	28,980	11,020	(4,000)	36,000	—	—	—	—
1	19,722	114,93	(2,362)	28,853	1,242	473	1,638	3,353
2	10,068	11,986	(1,014)	21,040	846	493	1,348	2,687
3	—	12,500	—	12,500	432	514	1,014	1,960
合計					2,520	1,480	4,000	8,000

*繰延利益は設備の公正価値から帳簿価額を差し引いた金額に等しい(40,000ドルー36,000ドル)。

†債権に係る受取利息及び残存資産の増価は、リース開始日における設備の公正価値40,000ドルを初期投資として用いた利子率(すなわち、4.289%)により算定している。

‡繰延利益の収益認識を含む収益合計は、リース開始日における設備の帳簿価額36,000ドルを初期投資として用いた利子率(すなわち、9.314%)により算定している。

貸手の会計処理—販売利益を伴うタイプAのリース(IASBアプローチ)

IASBのアプローチは、売却利益の繰延べがない点を除けば、FASBのアプローチと同様である。次の表は、IASBのアプローチのもとでの貸手の財政状態計算書及び包括利益計算書で生じる金額を要約したものである。

財政状態計算書					包括利益計算書			
年数	リース 債権 (ドル)	残存 資産 (ドル)	正味 リース投 資未回 収額 (ドル)	債権に 係る 利息† (ドル)	残存 資産の 増価† (ドル)	稼得 利益** (ドル)	収益 合計 (ドル)	
0	28,980	11,020	36,000	—	—	4,000	4,000	
1	19,722	114,93	28,853	1,242	473	—	1,715	
2	10,068	11,986	21,040	846	493	—	1,339	
3	—	12,500	12,500	432	514	—	946	
合計					2,520	1,480	4,000	8,000

**リース開始日において認識される稼得利益は設備の公正価値から帳簿価額を差し引いた金額に等しい(40,000ドルー36,000ドル)。

†債権に係る受取利息及び残存資産の増価は、リース開始日における設備の公正価値40,000ドルを初期投資として用いた利子率(すなわち、4.289%)により算定している。

この設例において示されているように、一部のタイプのリースについて、利益を認識するタイミング及び貸手の正味リース投資未回収額に係る期間収益率は、FASBのアプローチとIASBのアプローチとで大きく異なる可能性がある。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人 US GAAPアドバイザリー室

e-Mail: AZSA-USGAAP@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めていますが、情報を受け取られた時点及びそれ以後においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

この文書はKPMG LLPが発行しているDefining Issues®
Mar. 2014 No. 14-17をベースに作成したものです。

上記の記述及び要約を、SECレギュレーション及び潜在的または現行の規定の代用として取り扱わないようにご注意願います。U.S. GAAPを適用する企業またはSECへのファイリングを行う企業は、関連する法規制及び会計規定の原文を参照するとともに、自社の特定の状況を検討し、会計及び法律顧問に相談されることをお勧めいたします。

本ニュースレターの内容に関しご質問等がございましたら、エンゲージメント・チームの担当者までご連絡ください。